

田辺市周辺衛生施設組合議会定例会会議録

- 招集 令和6年11月25日(月)
第2回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会が、清浄館において招集された。
- 開会 令和6年11月25日(月)午前9時50分
- 閉会 令和6年11月25日(月)午前10時40分
- 出席議員の氏名は次のとおりである。(9名)

1 番	谷	貞見	君
2 番	福榮	浩義	君
3 番	橘	智史	君
4 番	尾花	功	君
5 番	安達	幸治	君
6 番	佐井	昭子	君
7 番	棒引	清	君
8 番	宮崎	繁幸	君
9 番	永井	幸喜	君

- 説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

管理者	真砂	充敏	君
副管理者	山本	秀平	君
会計管理者	岡本	裕文	君
監査委員	山本	紳次	君
事務局長	早田	斉	君
事務局主任	亀田	史和	君
田辺市廃棄物処理課長	井濶	伴好	君
みなべ町生活環境課長	前田	善伸	君

- 職務のため議場に参加した者の氏名は次のとおりである。

事務局主査	木下	宣明	君
-------	----	----	---

令和6年第2回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会

議 事 日 程

1 開会日時 令和6年11月25日（月）午前9時50分

2 開会場所 田辺市周辺衛生施設組合 清浄館

3 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 2定選挙第1号
副議長の選挙

日程第5 2定議案第1号
田辺市周辺衛生施設組合公告式条の一部改正について

日程第6 2定議案第2号
令和5年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について

日程第7 2定議案第3号
監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 2定報告第1号
田辺市周辺衛生施設組合長寿命化総合計画（施設保全計画）の
見直しについて

議長 (尾花功君)

皆さん、おはようございます。定刻の時間より少し早いですが、皆さんお揃いですので始めたいと思います。

それでは、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達していますので、ただいまから、本日招集の令和 6 年第 2 回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者 (真砂充敏君)

議長、番外。管理者真砂。

本日、令和 6 年第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中をご参集いただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、当組合の運営につきまして、各般にわたり多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

先般、みなべ町におきまして、町長並びに町議会議員選挙が行われ、山本秀平町長が当選されました。また、12 名の議員の皆様が当選を果たされ、その中から 3 名の議員が当組合議員に選出されております。心から歓迎の意を表しますとともに、当組合発展のためご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、清浄館は事業開始から今年で 30 年目を迎え、皆様のご協力により順調に施設運営を続けているところではありますが、施設も長期間経過しております。平成 28 年度に策定した長寿命化総合計画から 6 年経過し、計画と実績が乖離し始めていたことから、昨年度において、長寿命化計画のうち施設保全計画の見直しを行ったところです。

その改訂版において、改めて現行計画の考え方を見直す必要があります。今後はそうしたことを踏まえまして、皆様方のご理解とご協力をいただきながら、引き続き、本施設を長期的に効率よく運営していくことができるよう努めてまいります。

また隣接する公園「わらべの里」につきましても、現在、多くの皆様にご利用頂いており、引き続き、住みよい生活環境を維持していくため、安全で適切な施設の管理運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会におきましては、組合条例に関するもの、令和 5 年度組一般会計決算、監査委員の選任同意につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げまして、招集にあたってのご挨拶とさせていただきます。

議長 (尾花功君)

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。

この場合、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長早田斉君。

事務局長 (早田斉君)

番外。ご報告申し上げます。

前回、2月定例会以降閉会中、9月29日付けで、みなべ町において任期満了に伴う町長と町議会議員の選挙がございました。これに伴い、組合同約第5条の規定により10月30日付けで、みなべ町議会から棒引清議員、宮崎繁幸議員、永井幸喜議員が選出されております。

また、組合同約第8条の規定により、9月29日付けで組合副管理者に山本秀平みなべ町長が就任いたしました。

さらに、4月1日付けで、田辺市の人事異動に伴いまして、組合同約第8条第4項の規定により、組合会計管理者に田辺市会計管理者の岡本裕文氏が就任しております。

以上でございます。

議長（尾花功君）

議事進行上、このたび新たにみなべ町議会より選出されました議員には、ただいま着席の議席を仮議席として指定いたします。

ここで改めまして、新たに選出された議員の皆様方について、事務局より紹介いたします。事務局長早田斉君。

事務局長（早田斉君）

番外。それでは、私の方からご紹介いたします。恐れ入りますが、自席にて自己紹介をお願いいたします。

まず、みなべ町選出議員をご紹介いたします。棒引清議員です。

棒引議員

みなさんおはようございます。みなべ町議員の棒引です。よろしくお願いいたします。

事務局長（早田斉君）

宮崎繁幸議員です。

宮崎議員

おはようございます。みなべ町議員の宮崎です。よろしくお願いいたします。

事務局長（早田斉君）

永井幸喜議員です。

永井議員

おはようございます。みなべ町議員の永井です。よろしくお願いいたします。

事務局長（早田斉君）

続きまして、副管理者の山本秀平町長です。

副管理者（山本秀平君）

山本です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長（早田斉君）

以上でございます。

議長（尾花功君）

ここで就任されました副管理者からの挨拶のため発言を求められていますので、これを

許可します。副管理者山本秀平君。

副管理者（山本秀平君）

議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

先般、行われました、みなべ町長選挙におきまして、議員の皆様をはじめ、多くの町民のご支援を賜り、当選させていただきました。心より感謝を申し上げます。

そして、またこの度、当組合の副管理者に就任することになりまして、責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

今後は、管理者と協力しながら、組合運営に努力してまいりたいと考えていますので、皆様の暖かいご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。

議長（尾花功君）

それでは議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1・「議席の指定」を行います。

今回、新たにみなべ町議会より選出されました議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員の名前と議席番号を朗読いたさせます。事務局長早田斉君。

事務局長（早田斉君）

番外。それでは、新たにみなべ町議会から選出されました議員の議席と名前を朗読いたします。

7番棒引清君。8番宮崎繁幸君。9番永井幸喜君。以上でございます。

議長（尾花功君）

ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。続いて、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議規則第89条の規定により、本定例会の会議録署名議員として、3番橘智史君、5番安達幸治君、以上2人の諸君を指名いたします。

次に、日程第3「会期の決定」を上程いたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間と決定いたします。これに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（尾花功君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

続きまして、日程第4、2定選挙第1号「副議長の選挙」を行います。本件につきましては、現在、副議長が欠員となっておりますので、行うものであります。

お諮りいたします。副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行います。

これに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推選によることに決定しました。それでは更にお諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名する

ことにいたします。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。それでは指名いたします。副議長には、宮崎繁幸君を指名いたします。

それではお諮りします。ただいま議長において指名いたしました宮崎繁幸君を副議長の当選人として定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました宮崎繁幸君が副議長に当選されました。

宮崎繁幸君に通告いたします。あなたは、選挙の結果、副議長に当選されましたので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により本席から告知いたします。

この場合、当選人から発言を求められておりますので、これを許可します。宮崎繁幸君。

副議長 (宮崎繁幸君)

議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申しあげます。ただいま皆様のご同意をいただき、誠に光栄に存じます。また、併せて責任の重大さを痛感しているところであります。副議長として、公平、公正、そして円滑に議会運営ができるように誠心誠意努めてまいります。皆様の御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

議長 (尾花功君)

続いて、日程第 5・2 定議案第 1 号「田辺市周辺衛生施設組合公告式条例の一部改正について」を上程いたします。

提出者の説明を求めます。管理者真砂充敏君。

管理者 (真砂充敏君)

議長、番外。管理者真砂。

2 定議案第 1 号田辺市周辺衛生施設組合公告式条例の一部改正につきましては、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 (尾花功君)

続いて補足説明を求めます。事務局長早田斉君。

事務局長 (早田斉君)

番外。それでは、2 定議案第 1 号を御説明させていただきます。

議案書の 1 ページをお願いいたします。2 定議案第 1 号「田辺市周辺衛生施設組合公告式条例の一部改正について」地方自治法第 290 条の規定により議会の議決をお願いするものです。

内容につきましては、田辺市役所の庁舎が移転したことに伴い、所要の改正を行うもの

です。

以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（尾花功君）

以上をもって、事務局の説明が終了いたしました。これより、質疑にはいります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。2定議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

異議なしと認めます。よって2定議案第1号「田辺市周辺衛生施設組合公告式条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6・2定議案第2号「令和5年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について」を上程いたします。

提出者の説明を求めます。管理者真砂充敏君。

管理者（真砂充敏君）

議長、番外。管理者真砂。

2定議案第2号令和5年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（尾花功君）

続いて補足説明を求めます。事務局、亀田史和君。

事務局（亀田史和君）

番外、それでは私の方から、令和5年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算及び業務報告について、ご説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、決算からご説明いたしますので、議案書の4ページをお願いします。

歳入の収入済額は、合計2億9,175万433円です。

次に5ページをお願いします。歳出の支出済額は、合計2億6,483万87円です。歳入歳出差引残額は、2,692万346円です。

それでは初めに、歳入をご説明いたします。6～8ページをお願いします。歳入は分担金及び負担金、財産収入、繰越金、諸収入に分かれています。

分担金及び負担金について当初予算額は2億8,022万円です。

負担金の内訳をご説明いたします。組合運営費負担金 3,019 万 9,000 円は、歳出の議会費、施設整備基金積立金を除く総務費、予備費に充当するための負担金でありまして、30%が均等割、70%が令和 3 年度の収集量割で構成されており、この収集量割は田辺市が 86.97%、みなべ町が 13.03%です。各市町の負担金額につきましては、田辺市 2,291 万 4,699 円、みなべ町 728 万 4,301 円です。

施設整備基金負担金 4,066 万 1,000 円は、歳出の総務費施設整備基金積立金に充当するための負担金でありまして、5%が均等割、95%が令和 3 年度の収集量割で構成されています。内訳は、田辺市 3,461 万 1,253 円、みなべ町 604 万 9,747 円です。

し尿処理費負担金 2 億 936 万円は、歳出のし尿処理費に充当するための負担金でありまして、全て令和 3 年度の収集量割で構成されています。内訳は、田辺市 1 億 8,208 万 392 円、みなべ町 2,727 万 9,608 円です。負担金の合計は 2 億 8,022 万円です。

7 ページをお願いします。財産運用収入 11 万 9,808 円は、施設整備基金積立金に係る定期預金の利子収入です。次の前年度繰越金は 1,137 万 2,038 円です。なお、前年度の一般会計歳入歳出決算の認定後に、施設整備基金へ繰越金を合わせて積立てるため予算補正しています。

次に 8 ページをお願いいたします。諸収入は 3 万 8,587 円で、雇用保険料個人負担分や自動販売機手数料が主なものです。以上、歳入合計、収入済額は 2 億 9,175 万 433 円です。

続いて歳出の明細をご説明いたします。9 ページをお願いします。

議会費です。当初予算額は 18 万 8,000 円、支出済額は 10 万 483 円、不用額は 8 万 7,517 円です。歳出の内訳につきましては、組合議員皆様方の報酬、総合事務組合負担金です。

次に 10 ページの総務費です。一般管理費予算額は当初予算額が 6,992 万 9,000 円、補正予算額は 1,137 万 1,000 円、合計 8,130 万円、支出済額は 7,891 万 6,018 円、不用額は 238 万 3,982 円です。なお、補正予算につきましては、前年度繰越金を総務費の施設整備基金へ積立てるために行ったものです。

一般管理費の内訳をご説明いたします。報酬 12 万 3,000 円につきましては、特別職 4 名分の報酬です。給料 1,145 万 8,200 円につきましては、職員 3 名分の人件費です。職員手当等 543 万 5,774 円につきましては、職員 3 名分の人件費です。

続きまして 11 ページをお願いします。共済費 349 万 9,943 円につきましても、職員 3 名分の共済費負担金、雇用保険料です。

報償費 47 万 8,000 円につきましては、敷地内及び公園周辺の除草、剪定、消毒作業に係る謝礼金です。なお、作業は地元北長町内会の有志の方々や長く公園等の管理に携わっていただいている方々をお願いしています。

旅費 19 万 692 円につきましては、し尿処理施設の技術管理者資格取得のための研修会への参加、県外のし尿処理施設への視察が主なものです。

交際費につきましては、支出はありません。

需用費 249 万 7,091 円につきましては、事務棟及び公園等の管理における消耗品費、薬剤費、施設修繕料が主なものです。その中で、施設修繕料 178 万 3,760 円につきましては、

公園内の歩道舗装工事、既存トイレの外壁塗装工事等に要した費用です。なお、備品購入費から6万8,091円流用しています。

役務費35万6,945円につきましては、通信費や各種保険料が主なものです。

続きまして12ページをお願いします。委託料124万5,682円につきましては、警備保障管理委託料等施設の維持管理に必要な各種委託料です。

使用料及び賃借料38万7,797円につきましては、電話機器や複写機の借料、通信ネットワーク利用料が主なものです。

次の原材料費1万9,836円につきましては、公園内にある砂場用の川砂の購入費用です。

備品購入費92万2,130円につきましては、職員用パソコン及び会議室のエアコンを購入した費用です。なお、需用費へ6万8,091円流用しています。

負担金補助及び交付金12万3,482円につきましては、技術管理者資格取得のための研修参加負担金が主なものです。

積立金5,215万2,846円につきましては、令和2年度に開始した施設整備基金への積立金です。なお、当初予算額に前年度の繰越金を予算補正し、合わせて積立てています。

公課費2万4,600円につきましては、公用車の自動車重量税です。

次に13ページをお願いします。衛生費です。し尿処理費当初予算額は2億936万円、支出済額は1億8,581万3,586円、不用額は2,354万6,414円です。

し尿処理費の内訳をご説明いたします。需用費1億2,231万3,354円につきましては、し尿を処理する上で必要な光熱水費、薬剤費、施設燃料費と、施設の整備等に必要な消耗品費、施設修繕料が主なものです。なお、備品購入費へ67万2,760円流用しています。

施設修繕料6,379万8,229円につきましては、処理機器定期修繕5,885万円と定期以外の修繕494万8,229円を合わせた費用です。

なお、処理機器定期修繕につきましては、長寿命化総合計画の整備計画に基づいて実施しており、さらに、運転管理業者が常に設備機器の状態を確認することで、精度の高い整備を行うことができます。

また不用額2,314万3,886円につきましては、近年の世界情勢による原油や原材料費等の高騰を見込んで、光熱水費や薬剤費、施設修繕料など予算計上していましたが、国の補助金や入札により支出が抑えられたことから、多額の不用額が発生したものです。

続いて14ページをお願いします。役務費114万2,979円につきましては、水質検査手数料、ダイオキシン類濃度等測定分析手数料が主なものです。

委託料6,168万4,493円につきましては、施設の運転管理業務などし尿処理に必要な業務委託の費用になります。主なものをご説明しますと、貯留槽等清掃業務委託料460万3,500円につきましては、受入槽、貯留槽等に堆積する砂、砂利を取り除くことで、ポンプ等の設備機器が故障するのを防ぐため年3回行うものでありまして、清掃・運搬を含めた処分費用です。

施設運転管理業務委託料5,011万6,893円につきましては、し尿処理施設の運転管理を委託している経費です。業務内容はし尿等の受入対応、水処理や焼却処理の運転操作・設

備機器の監視や保守点検・水質試験・公園管理等の多岐にわたる業務で、従業員6名で管理しており、その人件費や技術経費及びその他経費です。

長寿命化計画改訂委託料498万3,000円につきましては、平成28年に策定した長寿命化総合計画から6年が経過し、前計画の検証と今後の効率的な施設運営のため、長寿命化総合計画のうち施設保全計画を見直すための業務に対する費用です。

備品購入費67万2,700円につきましては、需用費から全額流用しています。内容といたしまして、水質検査等に係る蒸留水製造装置や薬品の保管用冷蔵庫を購入した費用です。

次に15ページをお願いします。予備費の支出はありません。以上、歳出合計は2億6,483万87円です。

続きまして、16ページをお願いします。地方自治法施行令第166条第2項に規定する実質収支に関する調書で、実質収支額は2,692万円です。

次に17ページをお願いします。財産に関する調書で、土地建物に変更はありません

次に18ページをお願いします。物品及び基金です。物品は管理棟会議室の冷暖房機、水質検査用の蒸留水製造装置の購入により増加しています。基金は5,215万2,846円増加しています。

次に19ページをお願いします。決算審査意見書であります。令和6年8月28日(水)に清浄館において、山本紳次監査委員、細川安弘監査委員に審査をいただきました。

以上で、令和5年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。引き続き、関連がございますので、令和5年度の業務報告を簡単にさせていただきます。

業務報告書の1ページをお願いします。1ページから2ページにかけては、組合概要と決算概要を記載しています。決算概要については、先程、歳入歳出決算で説明いたしましたので省略させていただきます。

次に3ページから4ページにかけては、組合の業務概要と議会に関する事項です。4ページの表4-2には、組合議会の開会と付議された事項を記載しています。令和5年度は、2回の定例会を開催しております。

次に4ページから7ページにかけては、監査に関する事項です。表5-2は、監査等の実施状況でありまして、例月出納検査、令和5年度一般会計歳入歳出決算審査、定期監査について、実施日及びその内容や結果を記載しています。定期監査につきましては、調書や関係書類を確認して頂いております。

6～7ページは、職員組織に関する事項です。

次に8ページをお願いします。し尿処理に関する事項です。令和5年度の月別し尿等搬入量です。し尿等とは、「し尿と浄化槽汚泥を合わせたもの」でありまして、年間搬入量は、3万6,327kℓとなっております。搬入量を、土・日・祝日を除く、搬入日数242日で割りますと、1日平均58台約150kℓの搬入となります。し尿と浄化槽汚泥の割合は、し尿が15.35%、浄化槽汚泥が84.65%となっております。

9ページの表7-2には、市町別、年度別し尿等の搬入状況を記載しております。令和5年度の各市町別搬入量の構成比率は、田辺市が87.69%、みなべ町が12.31%です。田辺

市の搬入量は前年度より 950kℓ 増加していますが、過去 5 年間では、し尿は減少傾向、浄化槽汚泥は増加傾向にあります。みなべ町の搬入量は前年度より 51 kℓ 増加していますが、過去 5 年間では、し尿及び浄化槽汚泥とも減少傾向にあります。

次に 10 ページの表 7-3 をお願いします。し尿処理の状況について、搬入されたし尿等に施設内で使用する洗浄水等のプロセス用水が加わったものが処理量になります。令和 5 年度の処理量合計は 3 万 8,981kℓ です。年間 366 日で割りますと、1 日平均 107kℓ の処理となりますが、実際には日や月によって搬入量の増減があり、また、浄化槽汚泥の性状の違いもありますので、毎日の処理量については、運転管理業者が省エネ運転に心掛け工夫しながら対応しています。表の右側には、放流水質を記載しておりまして、全ての項目において、表 7-4 に記載しています国の基準値及び清浄館独自の排水基準値を下回った数値となっています。

11 ページには、ダイオキシン類濃度等各種測定分析結果を記載しています。ダイオキシン類濃度は年 1 回、ばいじん濃度は年 2 回、水銀濃度は年 2 回、それぞれ測定分析を行っており、結果については、すべて基準値内で適正に処理されています。

次に 12~13 ページをお願いします。表 7-8 には、し尿処理経費を年度別に過去 5 年間分、記載しております。現在は処理能力より少ない搬入量のため、施設を無理なく運転することが出来ており、また省エネ運転や長寿命化総合計画に基づいた計画的な定期修繕を実施し、経費削減に努めています。

表 7-9 には、令和 5 年度経費の詳細を記載しています。内容につきましては、先ほど決算書で説明しましたので省略させていただきます。

表 7-10 には、住民 1 人当たりのし尿処理経費を記載しておりまして、歳出合計を組合の対象人口で割りますと、1 人当たりの単価は 3,186 円となります。表 7-11 には、1 kℓ 当たりの維持管理経費を記載しています。歳出合計を搬入量で割った 1 kℓ 当たりの単価は、5,855 円となります。経費の算出方法につきましては、各自治体・組合において若干の違いがあり、一概には言えませんが、どちらも全国の平均単価より少ない経費を維持しています。

以上で令和 5 年度の歳入歳出決算及び業務報告を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（尾花功君）

事務局の説明が終了いたしました。引き続き、監査委員の意見を求めます。監査委員、山本紳次君。

監査委員（山本紳次君）

はい、議長。

それでは、私のほうから監査報告をさせていただきます。議案書の 19 ページを御覧ください。審査は、去る 8 月 28 日、みなべ町の細川監査委員さんと御一緒に、当清浄館におきまして、令和 5 年度の一般会計歳入歳出決算書及び関係書類を慎重に審査し、必要に応じて事務局の説明を聴取いたしました。その結果、決算計数は会計管理者保管の諸帳簿と符合し、正確でございました。

なお、予算の執行状況につきましても適正なものと認めました。以上、監査報告とさせていただきます。

議長（尾花功君）

以上をもって、事務局の説明並びに監査委員の意見の報告が終了いたしました。これより、質疑には入ります。質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。2定議案第2号は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

異議なしと認めます。よって2定議案第2号は、原案のとおり認定されました。

続いて、日程第7、2定議案第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を上程いたします。

事務局から資料を配付いたしますのでしばらくお待ちください。

（事務局資料配布）

提出者の説明を求めます。

管理者、真砂充敏君。

管理者（真砂充敏君）

議長、番外、管理者真砂。

ただいま上程されました議案は、組合議員のうちから選任いただいております監査委員の細川安弘議員が組合議員を辞職されたことに伴い、棒引清議員を同委員として選任いたしたく、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定に基づき同意をお願いするものであります。

住所、氏名、生年月日であります。みなべ町清川2792番地、棒引清、昭和37年5月28日生まれ、62歳でございます。

以上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（尾花功君）

提出者の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

質疑なしと認めます。

この場合、本件につきましては、直ちに採決に入ります。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (尾花功君)

異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第3号は、これに同意することに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (尾花功君)

異議なしと認めます。

よって、2定議案第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、これに同意することに決しました。

ただいま、同意されました棒引君から、挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

7番棒引清君。

7番 (棒引清君)

7番棒引。ただいま管理者様から本組合の監査委員としてご指名をいただきました。そしてまた議員の皆様にご同意を賜りました。心より御礼申し上げます。今後はこの重要な監査業務を厳正に執行してまいりたいと存じますので、皆様のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長 (尾花功君)

続いて、日程第8・2定報告第1号「田辺市周辺衛生施設組合長寿命化総合計画（施設保全計画）の見直しについて」を上程いたします。事務局から資料を配布いたさせますのでしばらくお待ちください。

提出者の説明を求めます。事務局長早田斉君。

事務局長 (早田斉君)

それでは、2定報告第1号「田辺市周辺衛生施設組合長寿命化総合計画（施設保全計画）の見直しについて」ご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず初めに、当組合では平成28年度において、長寿命化総合計画を策定致しました。

これは平成7年度に当施設が稼働してから、20年が経過したことから、施設の計画的な補修により、施設を適正に保全・延命化を図り、ライフサイクルコストを低減するために策定したものであります。

計画では、汚泥処理は基本的に施設内での処理を前提として「延命化する場合」と「施設更新（新設）する場合」を比較した結果、施設を更新する場合の方が安価で、延命化対策によるCO2排出量の削減効果も得られないことから、適正な維持管理を行い、できるだけ長期に施設を稼働し、その後に施設更新する方針と致しました。

また組合では、竣工後40年の令和16年度での更新を目標とし、その資金の一部として令和2年度から施設整備基金を積み立てています。

しかし、平成 28 年度の計画策定から 6 年が経過し、計画と実績が乖離し始めていることから、改めて令和 5 年度において長寿命化総合計画の内、施設保全計画の見直しを実施致しました。

お配りしているのが、長寿命化総合計画（施設保全計画）令和 5 年度改訂版の概要です。資料をご覧ください。要点のみ簡単に説明させていただきます。

計画の目的は、今後も本施設を長期的に使用し効率的な施設運営を図るために、現行計画を適正に見直す必要があるためです。

下段の計画期間ですけれども、前計画では令和 15 年度までとしていました。本計画では令和 6 年度を初年度とし、令和 20 年度までの 15 年間で新たな計画期間として策定しました。

右上の今後 15 年間の整備にかかる概算費用ですが、本施設は令和 5 年度で竣工から 28 年が経過しており、主要機器の老朽化が進み、定期修繕に加え、一部では機器の更新も必要となります。

令和 20 年度までの概算費用が、表 1 のとおりであり、15 年間で税抜き約 45 億円、必要と見込まれました。特に汚泥を処理する乾燥焼却設備の更新や整備等で、令和 8 年度から令和 10 年までに多くの費用がかかり、全体費用に対する乾燥焼却設備の占める割合も約 3 分の 1 程度となっております。

裏面をお願いします。今回の施設保全計画で、整備に多額の費用がかかることや全国的なし尿処理施設の在り方から、今後の施設の方針について、次のような提案がまとめられました。

まず、施設の必要性ですが、田辺市・みなべ町の圏域において、日常のし尿や浄化槽汚泥等の処理はもちろん、大規模災害発生時においても、本施設は今後も必要不可欠な施設であります。

次に今後の汚泥処理の方針についてですが、平成 28 年度の計画策定時には汚泥の施設外処理の調整がなかなかできなかったものの、今回、老朽化が進む中で、汚泥乾燥焼却設備の在り方について、再度、検討する時期にきているのではないかとということで提案を頂きました。

次の汚泥焼却に係る全国他施設の状況につきましても、焼却設備を有するし尿処理施設は、図 2 のとおり施設の老朽化と共に年々減少し、令和 3 年度では施設全体の 23% となっており、この傾向は今後も続くと考えられ、全国的にも広域化・集約的な共同処理を行う施設が増えてきている状況にあります。

次に右上、焼却設備廃止にかかる経済性の試算についてですが、焼却設備を継続利用した場合と廃止した場合を比較した結果、焼却に伴う電力費や燃料費、焼却設備の維持補修費等の低減が見込まれ、15 年間で約 10 億円の費用削減が期待できます。

また清浄館での焼却設備を廃止することで、重油が不要となり、温室効果ガス削減により脱炭素社会への貢献が見込まれます。こうしたことから、経済性や脱炭素対策等を踏まえて、今後は汚泥の乾燥焼却設備を廃止することが望ましいとされました。

そうしたことから、今後の検討事項がその下の最後に3つあげられております。

まず一つ目が汚泥の資源化方式です。助燃剤化・メタン回収、堆肥化、リン回収など色々な汚泥の資源化には様々な方法がありますが、近年の採用実績、それからこの地域の地域性、整備や維持管理コスト等を総合的に判断し、助燃剤化が適当と考えます。

二つ目が、助燃剤の利活用先です。田辺市ごみ処理場に搬入して利活用することが最も合理的と考え、田辺市や関係機関との調整が必要です。

三つ目は、乾燥焼却設備を廃止し助燃剤化設備の改良工事を実施することで、循環型社会形成推進交付金事業の活用が見込まれることです。また施設全体が老朽化していることを考慮し、事業の安定性や経済性等の観点から施設全体の整備範囲をこの機会に検討する必要があります。

以上の3つの検討事項について、現在、関係機関と協議を進めており、概ねご理解をいただいているところであります。

いずれに致しましても、当地域から排出されるし尿や浄化槽汚泥等の一般廃棄物については、自治体の責務において、適正な処理・処分を行うことが基本であり、長期的にも安定した処理が望まれます。

今後は、老朽化に伴い更新時期に新設する方針から、まず、基幹的整備改良事業を実施し、施設を延命化してできるだけ長く使用する方針に変更し、引き続き安全で安心な施設運営に取り組んでまいりたいと考えております。皆様のご理解とご協力の程よろしく願います。

報告1号の説明は以上でございます。

議長（尾花功君）

提出者の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

質疑なしと認めます。

議長（尾花功君）

以上をもちまして、本定例会に付議された議案は、すべて終了いたしました。他に、発言、その他はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花功君）

それでは、これをもちまして本日招集の令和6年第2回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時40分）